

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 25 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	2	0	0	2
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		5	2	0	3
	指導事項	出資・出捐団体	3	1	0	2
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	5	1	1	3
	計		8	2	1	5
	検討事項	出資・出捐団体	1	0	0	1
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	0	1
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	2	0	0	2
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		4	1	0	3
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	4	2	0	2
	計		4	2	0	2
	検討事項	出資・出捐団体	1	0	0	1
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	0	1
合 計		23	7	1	15	

※「今回措置を講じたもの」については、令和6年6月3日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
社会福祉法人岐阜県 福祉事業団 (岐阜県立白鳩学 園)	子ども家庭 課	非常火災通報装置保守点検業 務に係る支払事務において、社会 福祉法人岐阜県福祉事業団経理 規程第 96 条に基づき検査すべき ところ、検査を実施しないまま支 払が行われていたので、今後は適 正に処理されたい。	指導事項について、当該団体に 対応を求めたところ、以下のとお り報告を受け、確認した。 社会福祉法人岐阜県福祉事業 団は、検査の一部を省略しようと するときに適用される社会福祉 法人岐阜県福祉事業団経理規程 第 96 条第 3 項の解釈を誤り、検 査を全部省略できるものとして、 検査を行わないまま当該保守点 検業務に係る契約額全額を支払 っていた。 今後は、経理規程の趣旨を明確 にするため、経理規程及び同細則 の取扱いについて会計事務職員 に周知徹底を行うとともに、経理 規程細則に検査の一部を省略で きる場合について具体的に定め るなどして再発防止に努める。